

大人の愛で育つ。
子どもは、



子どもと家庭をつなぐやさしい絆 里親制度をご存知ですか？

子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が必要です。しかし、さまざまな事情により自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちもいます。このような子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお願いするのが「里親制度」です。

里親とは

自分の家庭で生活できない子どもを、自らの家庭に迎えて養育する人です。

養育里親 様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。

専門里親 養育里親のうち、虐待、非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組によって養親となることを希望する里親です。

親族里親 実親の死亡や入院などにより子どもを養育することができない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

この他、5～6人の子どもを養育するファミリーホーム（里親型グループホーム）や、土日や夏休みの期間だけ子どもを預かっていただく制度もあります。

里親になるには

特別な資格はなく、いくつかの要件を満たせば里親になります。

都道府県等が実施する里親研修を修了し、里親名簿に登録された方で、次の要件を満たすことが必要です。

- 心身ともに健全であること
- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- 経済的に困窮していないこと
- 本人又はその同居人が虐待などの欠格事由に該当しないこと

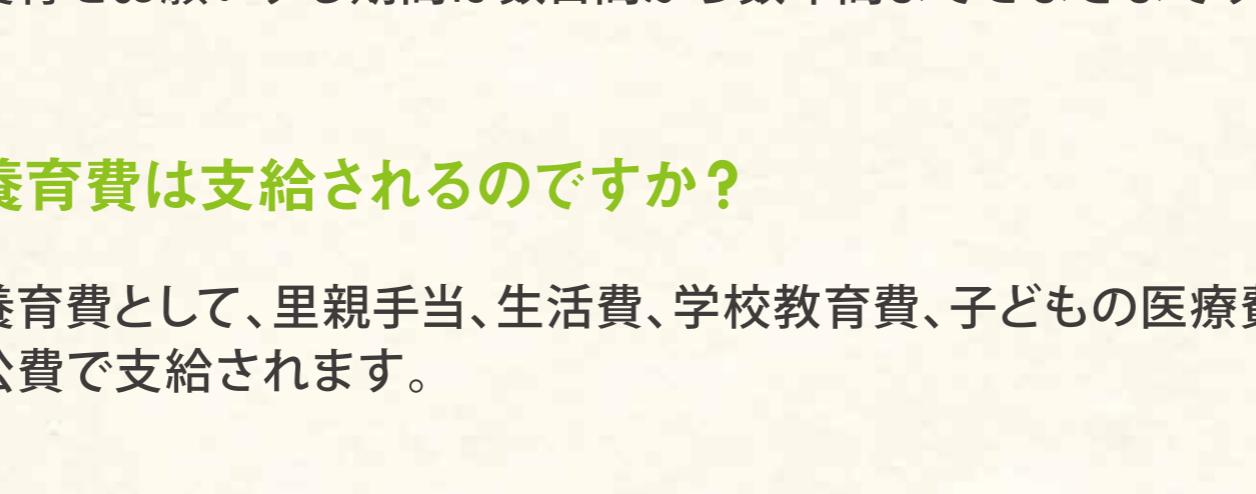
手続きの方法は

里親として登録されるためには、次のような手続きが必要になります。

まずは、お住まいの地域を管轄する児童相談所にお問い合わせください。

里親制度や申請手続き等についてご説明します。

その後、面接、家庭訪問調査と数日間の研修受講を経て、申請手続きをしていただきます。



Q&A

Q.1 里親になるために「資格」は必要ですか？

A.1 一定の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親に望まれることは、子どもが大好きで、明るく健康的なご家庭であることです。

Q.2 里親として養育する期間は？

A.2 養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。

Q.3 養育費は支給されるのですか？

A.3 養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが公費で支給されます。

里親さん メッセージ

「簡単ではありませんが、
乗り越えられない壁ではありません」 熊本市 園田さおりさん



熊本県中央児童相談所
〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3番3号
TEL 096-381-4451

熊本県八代児童相談所
〒866-8555 八代市西片町1660番地
TEL 0965-33-3247

熊本市児童相談所
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番50号
TEL 096-366-8181

熊本県里親協議会
〒862-0910 熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ101号
TEL 096-343-4236